

(仮称) せたがや平和資料館  
事業方針 (素案)

平成26年8月  
世田谷区

## 目次

序章	(仮称) せたがや平和資料館事業方針の策定にあたって	P. 2
第1章	世田谷区の平和の取組み	P. 3
1.	平和都市宣言	
2.	せたがや平和資料室	
3.	平和モニュメント	
4.	平和首長会議	
5.	平和映画祭	
6.	広報活動	
7.	区民による平和活動支援	
8.	ピースセミナー	
第2章	(仮称) せたがや平和資料館について	P. 8
1.	開設の経緯	
2.	施設整備概要	
第3章	(仮称) せたがや平和資料館が果たすべき役割	P. 10
1.	基本的な考え方	
2.	果たすべき役割	
3.	運営目標	
	視点1 過去を知り、感じ、考える	
	視点2 現在を理解する	
	視点3 未来を展望する	
第4章	(仮称) せたがや平和資料館に求められる機能	P. 12
1.	機能1 戦争に関する資料の収集・展示	
2.	機能2 恒久平和の実現に向けた取組みについての資料の収集・展示	
3.	機能3 戦争の悲惨さや平和の尊さを知ることを通じて、区民、地域の交流を促進し、 恒久平和の実現に向けた意識を醸成する	
第5章	(仮称) せたがや平和資料館運営の方向性	P. 17
1.	専門的な人材の活用	
2.	区の公共施設としての活用	
3.	区民参加のしくみ	
4.	情報発信の強化	
5.	運営体制	

## 序章 (仮称) せたがや平和資料館事業方針の策定にあたって

世田谷区は、平和を愛する区民の願いと区議会の「平和都市宣言に関する決議」の採択を受けて、核兵器の廃絶と世界に平和の輪を広げていくことを誓い、40回目の終戦記念日にあたる昭和60年8月15日に、国の内外に向けて平和都市宣言を行いました。

区では、その後も平和都市宣言の主旨に基づき、様々な機会を捉えて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるための事業を展開しています。

平成7年8月には、終戦50周年と平和都市宣言10周年を記念し、平和に関する資料収集や展示を通じて、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝えていくことを目的に、区立玉川小学校内に「せたがや平和資料室」を開設しました。

平和資料室は、開設から17年間、平和の尊さについての啓発や児童・生徒の平和教育へと幅広く活用されてきましたが、より区民が利用しやすい場所での設置が課題であり、また玉川小学校では児童数増加による教室数の不足が見込まれ、校舎の一部を改修する必要性が生じました。

こうした状況を踏まえ、平和事業の充実と玉川小学校の環境整備を図ることを目的として、平和資料室を平和関連モニュメントが集積されている区立世田谷公園内に移転し、「(仮称) せたがや平和資料館」として開設することとしました。

(仮称) せたがや平和資料館は、せたがや平和資料室の機能を移転・継承による運営を基本とする一方、幅広い区民・利用者が訪れる公園内での立地となることから、新たな活用策や区民・利用者の皆さんに身近で親しみやすい運営を行うことも求められます。

区では、平成26年4月に公募区民、町会・PTA関係者、学識経験者の方による「(仮称) せたがや平和資料館事業方針検討委員会」を設置し、それぞれの視点や経験に基づき、(仮称) せたがや平和資料館の展示や事業のあり方などについて、検討を行っていただきました。

この事業方針(素案)は、(仮称) せたがや平和資料館事業方針検討委員会による「(仮称) せたがや平和資料館事業方針【提言】—最終報告—」の提言を受け、(仮称) せたがや平和資料館の施設運営について、区の方向性を明らかにすることを目的としてとりまとめたものです。

平成26年8月 世田谷区

# 第1章 世田谷区の平和の取組み

## 1. 平和都市宣言

区は、核兵器の廃絶と平和の輪を世界に広げていくことを誓い、昭和60年8月15日に平和都市宣言を行いました。

この宣言をもとに、区では平和に関する取組みを進めています。

### 【平和都市宣言】

われわれの住む地球上から核兵器をなくし、戦争のない平和な社会を実現していくことは、すべての人びとの願いである。

しかし、いまなお世界の各地では、武力による紛争が絶えず、一方核軍備の拡張競争は一段と激化し、世界の平和に深刻な脅威をもたらしている。

われわれは、人類永遠の平和を樹立するために、核兵器がこの地球上からなくなる日を心から願うとともに、我が国が今後とも核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませずの「非核三原則」を堅持していくことを強く望むものである。

## 2. せたがや平和資料室

昭和60年に行った平和都市宣言の趣旨に基づき、平成7年8月、終戦50周年、平和都市宣言10周年を記念し、世田谷区立玉川小学校西校舎1階に「せたがや平和資料室」を開設しました。

しかし、より区民が利用しやすい場所での設置が課題となったこと、また、玉川小学校の児童・学級数の増加等の影響により校舎の改修が必要となったことから、同校内での運営は平成25年6月で終了し、平成26年8月現在、区立教育センターで仮運営を行っています。

以下は平和資料室が玉川小学校で運営していた際の事業概要です。

### (1) 概要

所在地	世田谷区中町2-29-1 区立玉川小学校内
開室日時	火～日曜日・祝日 午前10時～午後5時
休室日	毎週月曜日（月曜日が祝日及び振替休日の場合はその翌日）
入室料	無料

## (2) 事業内容

### ①常設展示

- ・戦時下の日本の社会
- ・東京大空襲
- ・学童集団疎開
- ・戦時下の世田谷区民の暮らし
- ・戦後のあゆみ
- ・世田谷区の平和への取組み
- ・原爆の悲劇（広島、長崎）

### ②平和ライブラリー（書籍・ビデオコーナー）

太平洋戦争に関する書籍やビデオ・DVDの閲覧コーナーがあり、一部作品を除いて貸し出しも行う。

### ③企画展示コーナー

テーマを設けて、戦時、戦後の様子を展示

### ④特別展示コーナー

区民の方々から寄贈していただいた資料を展示・紹介

### ⑤特別展

毎年8月、教育センターで開催

### ⑥地域巡回展

特別展に引き続き、北沢・玉川・砧・烏山地域で開催

### ⑦中学校巡回展

地域巡回展と並行して、区立中学校で開催

### ⑧映画会

児童向けの映画会を開催

## (3) 入場者数

年度	入場者数	年度	入場者数
平成7	5,351(※1)	平成17	2,094
8	4,035	18	2,339
9	2,341	19	1,734
10	2,110	20	2,045
11	2,238	21	1,715
12	2,021	22	2,308
13	2,332	23	2,251
14	2,619	24	1,985
15	2,671	25	799(※2)
16	2,628		

※1 8～3月

※2 4～6月

### 3. 平和モニュメント

区立世田谷公園内に下記の平和モニュメントを設置しています。平成24年度にはモニュメントの内容等を説明する案内板も設置し、よりわかりやすい表示としています。

#### (1) 平和の祈り像

平和都市宣言を記念し、国際平和年にあたる昭和61年12月、世田谷公園に「平和の祈り像」を設置しました。このモニュメントは、区内在住の彫刻家故佐藤助雄氏の制作による高さ1.5m（本体のみ）のブロンズ製で、平和を願う区民からの寄付をもとに区が設置したものです。



#### (2) 平和の灯

平和都市宣言5周年を記念し、平成2年8月に世田谷公園に「平和の灯」を設置しました。このモニュメントは、区内在住の彫刻家故向井良吉氏の制作によるもので、高さ4m、中央にガス灯が組み込まれたものです。この灯は、広島市の「平和の灯」と長崎市の「誓いの火」とともに、平和の願いをこめて合火したいという区民や団体の火も合わせて点火しました。



### (3) 被爆二世の木

平成4年に児童文学作家故大川悦生氏より被爆二世のアオギリ、柿の木は寄贈され、平成7年に世田谷公園に植樹しました。アオギリの木は、昭和20年8月6日に広島市に原子爆弾が投下されたときに被爆した木の二世で、柿の木は、昭和20年8月9日に長崎市に原子爆弾が投下されたときに被爆した木の二世です。



【被爆二世の木・柿】



【被爆二世の木・アオギリ】

## 4. 平和首長会議

平和首長会議は広島市と長崎市の提唱により、核兵器廃絶に向けた都市連帯推進計画に賛同する世界各国の都市で構成されている会議体です。区は、平成22年4月1日に、平和都市宣言の趣旨と合致することから加盟しました。

なお、設立当初は平和市長会議でしたが、平成25年8月15日より平和首長会議に名称を変更しています。

主な活動内容として①国内加盟都市会議による会議、②核兵器禁止条約早期実現に向けた市民署名活動があります。

## 5. 平和映画祭

毎年8月に平和映画祭と同時に、戦争体験者の体験を伺う「戦時下の暮らしを聴く会」が開催され、戦争・平和に関する普及啓発と戦争体験の継承を行っています。

なお、戦争体験の講演内容はビデオ撮影を行い、DVDとして区に保管しています。

## 6. 広報活動

平和への啓発を行うため、以下の事業をはじめ、様々な広報活動を行っています。

### (1) 区のおしらせ 8月15日号の平和特集

広報紙「せたがや」8月15日号の1面に、区民インタビューや平和モニュメント等の写真等からなる平和関連の特集を掲載

### (2) 平和都市宣言懸垂幕等掲示

平和都市宣言の啓発として区内5箇所で行幕を掲示

- ・日時：8月1日～8月31日
- ・場所：区役所本庁舎、北沢総合支所、玉川総合支所、砧総合支所、烏山総合支所

### (3) 記録集の発行

戦争の悲惨さを風化させることなく後世に伝えるため記録集を発行しています。

- ・『今、語り継ぐこと』（平成4年3月発行）

平和を大切に考える小学生から実際に戦争を体験された方々まで、多くの思いを掲載

- ・『戦争と子どもたち』（平成4年12月発行）

戦争が激化する中、親元を離れ疎開生活を余儀なくされた方々の貴重な体験を掲載

## 7. 区民による平和活動支援

区内には平和活動を行っている区民団体があり、区ではこれらの活動を後援名義によって支援しています。

## 8. ピースセミナー

平和都市宣言の趣旨に基づき、平和の問題を考える講座を開催しています（教育委員会所管）。

- ・開催回数：年3回程度
- ・対象者：区内在住、在勤、在学の高校生以上の方
- ・参加費：無料
- ・募集人数：先着30～50名程度



## 第2章 (仮称) せたがや平和資料館について

### 1. 開設の経緯

せたがや平和資料室は、昭和60年の平和都市宣言の趣旨に基づき、太平洋戦争等の悲惨さを後世に語り伝えることを目的として平成7年8月に区立玉川小学校に開設され、開設から17年間、平和の尊さについての啓発や、児童・生徒の平和教育などへと幅広く活用されてきました。

しかし、より区民が利用しやすい場所での設置が課題であり、また玉川小学校では児童数増加による教室数の不足が見込まれ、校舎の一部を改修する必要性が生じました。

区では、こうした状況を踏まえ、平和資料室の利便性の向上と平和事業の充実、また、玉川小学校の環境整備を図ることを目的として、平和資料室を平和関連モニュメントが集積されている区立世田谷公園内に移転し、「(仮称) せたがや平和資料館」として開設することとしました。

### 2. 施設整備概要

#### (1) 所在地

区立世田谷公園内（池尻1-5-27）

#### (2) 構造・面積

鉄骨造平屋建て、延床面積：約370㎡

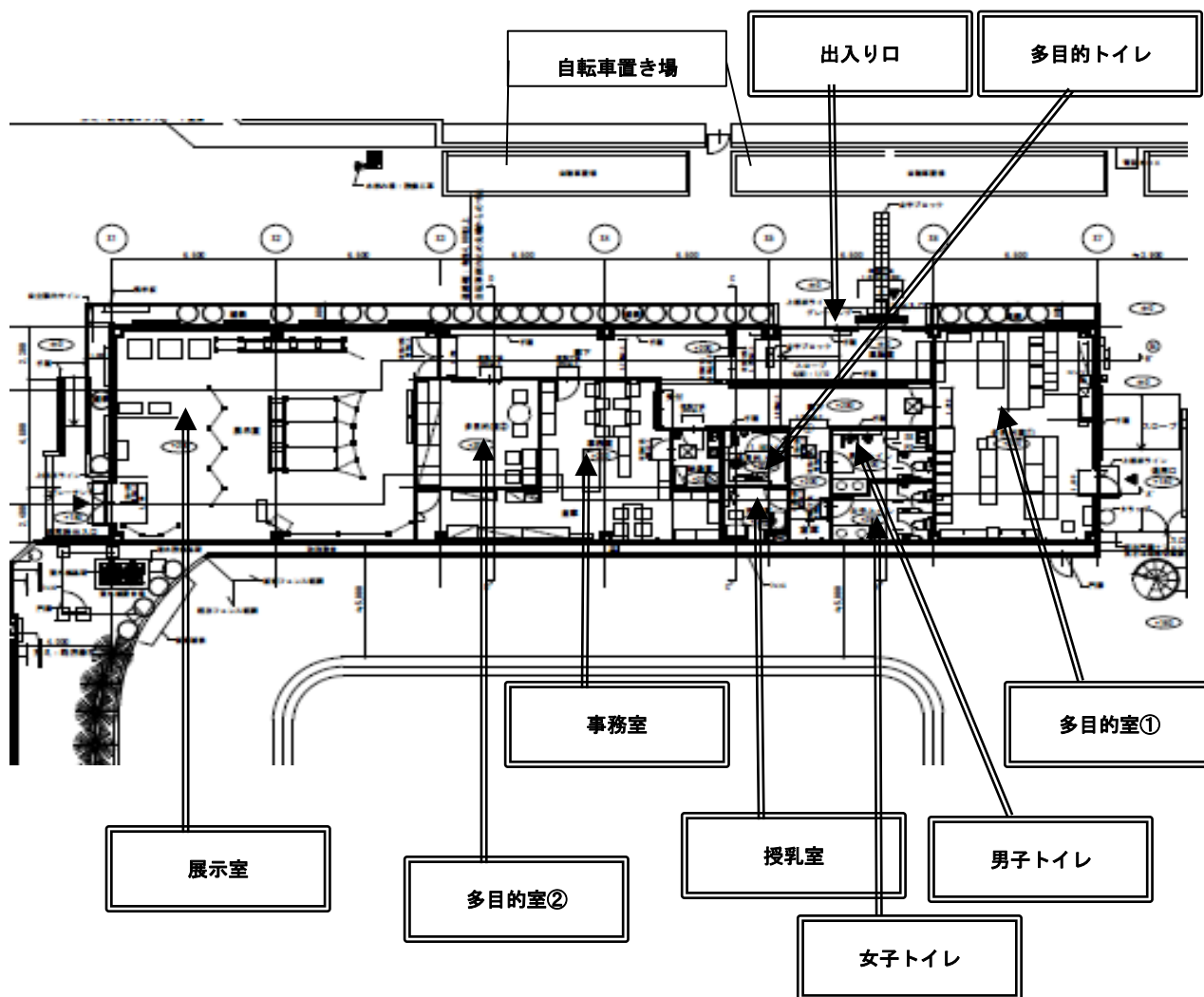
#### (3) 各室概要

- ・展示室：平和収蔵品展示（約116㎡）
- ・事務室、倉庫：約53㎡
- ・多目的室①：平和映画上映や語り部等イベントの実施可能な視聴覚機能を有する（約66㎡ 54席想定）。
- ・多目的室②：映像コンテンツや書籍閲覧機能を有する（約24㎡）。
- ・トイレ、廊下等：約111㎡

#### (4) その他

多目的室①は、平成27年度中は、隣接する公園管理事務所棟改築工事に伴う、仮設事務所として使用するため、27年度は多目的室①を除いた一部開設となり、全部開設は平成28年度となる予定です。

<参考 (仮称) せたがや平和資料館実施設計平面図>



所在地 世田谷区池尻 1-5-27 (区立世田谷公園内)

建物構造 鉄骨造平屋建て

延床面積 約 370 m<sup>2</sup>

施設機能

- ・展示室：平和收藏品展示 (約 116 m<sup>2</sup>)
- ・事務所及び倉庫：約 53 m<sup>2</sup>
- ・多目的室①：イベント実施可能な視聴覚機能 (約 66 m<sup>2</sup> 54 席想定)
- ・多目的室②：映像コンテンツや書籍閲覧機能 (約 24 m<sup>2</sup>)
- ・トイレ及び廊下等：約 111 m<sup>2</sup>

# 第3章 (仮称) せたがや平和資料館が果たすべき役割

## 1. 基本的な考え方

世田谷区はこれまで、平和都市宣言に基づき平和に関する様々な取組みを進めてきました。せたがや平和資料室は、その中でも、区民の方々から寄贈された資料を中心とした収集・展示等を行い、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝える地域の拠点として中心的な役割を担ってきました。

戦争の悲惨さや平和の尊さを後世にわかりやすく伝えていくことは、区の平和事業の中核となることは言うまでもありません。

(仮称) せたがや平和資料館の運営は、せたがや平和資料室がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、**平和資料室の機能の移転・継承を基本**として行うものとします。

さらに、(仮称) せたがや平和資料館は世田谷公園内に移転し、幅広い区民・利用者が訪れる施設となることから、**新たな機能の実現**が求められています。

本章ではこのような考え方に基づき、(仮称) せたがや平和資料館が果たすべき役割と運営目標を整理していきます。

### (仮称) せたがや平和資料館開設の基本的な考え方

1. せたがや平和資料室の機能の移転・継承
2. 公園に設置され、幅広い区民・利用者が訪れる施設となることを踏まえた新たな機能の実現

## 2. 果たすべき役割

(仮称) せたがや平和資料館は世田谷区の地域特性・地域資源等を踏まえ、戦争の悲惨さと平和の尊さについて理解を深め、区民・利用者等に恒久平和の実現に向けた意識を醸成することを基本的な役割とします。

## 3. 運営目標

(仮称) せたがや平和資料館は平和都市宣言の趣旨に則り、戦争の悲惨さと平和の尊さをわかりやすく伝え、子どもから大人まで幅広い利用者に親しまれる施設となることを目指し、以下の視点に立って運営することを目標とします。

## 視点1 過去を知り、感じ、考える

戦争に関する資料の収集・保存、展示を行う

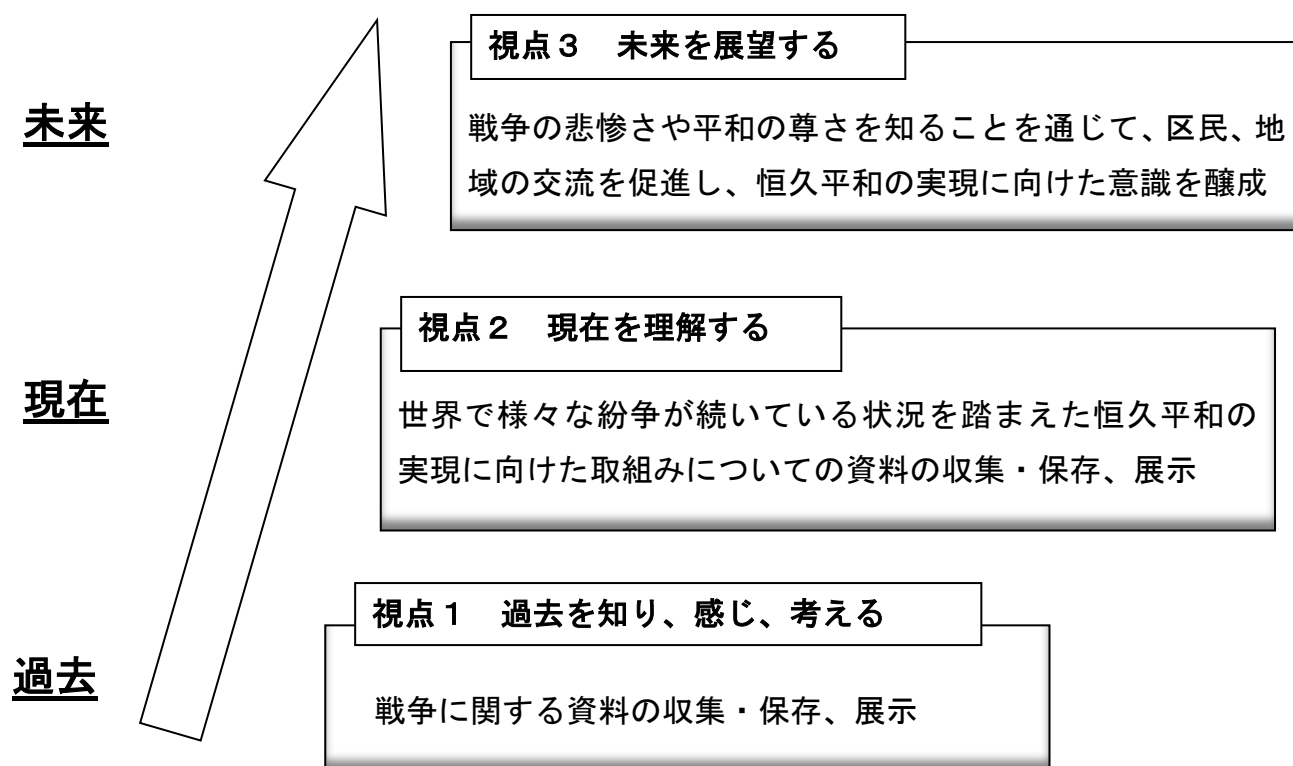
## 視点2 現在を理解する

世界で様々な紛争が続いている状況を踏まえ、恒久平和の実現に向けた取組みについての資料の収集・保存、展示を行う

## 視点3 未来を展望する

戦争の悲惨さや平和の尊さを知ることを通じて、区民、地域の交流を促進し、恒久平和の実現に向けた意識を醸成する

※イメージ図



## 第4章 (仮称) せたがや平和資料館に求められる機能

本章では「第3章 3. 運営目標」で示した3つの視点から、平和資料館に求められる機能と具体的な事業案を例示していきます。

### 1. 機能1 戦争に関する資料の収集・展示

終戦から69年を経過し、戦争についての経験が希薄化する状況にあって、戦争に関する資料を記録、保存することは重要なことです。戦争を体験された世代の方々の中には、現在の子どもたちに当時のことが伝わらないもどかしさを抱いている方もいらっしゃいます。

そこで、(仮称) せたがや平和資料館は、太平洋戦争の実態について、正確かつわかりやすく次代に伝えるため、せたがや平和資料室に引き続き、戦争に関する資料収集・展示の取組みを進めます。

また、近年、情報化の進展や技術革新に伴い、多様な展示方法が開発されており、(仮称) せたがや平和資料館には、それらを取り込んだ新たな展示手法も求められます。

例えば、ICT機器の活用により展示の解説を行うなど、展示内容をわかりやすく伝える工夫を凝らし、戦争について知識を得るだけでなく、戦争の実態を体感できるような取組みについても検討を進めます。

#### < 事業 (案) >

##### (1) 常設展【継続】

展示室において、年間を通じ、せたがや平和資料室が所蔵している太平洋戦争に関する資料を展示する。

##### (2) 特別展【継続】

多目的室①や区の公共施設等を使用して、毎年、時期を定めて、常設展とは別のテーマを設定した特別展示を行う。

##### (3) 地域巡回展【継続】

特別展で展示したパネル等を活用して、区内各地域（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山地域）で展示を行う。

##### (4) 中学校巡回展【継続】

特別展で展示したパネル等を活用して、区立中学校を巡回して展示を行う。

中学校（29校）の生徒が卒業までに在籍校で展示を観られるよう、毎年10校程度ずつ巡回を行う。

##### (5) 視聴覚ライブラリーの運営【継続】

多目的室②を活用して、せたがや平和資料室が収蔵しているビデオ・DVD、図書等を利用者の方にご覧いただくとともに、貸出を行い、戦争について知る機会を提供する。

## ※展示物

パネルなど個々の展示物は資料館が作成、展示する。また、区民の方から寄贈された物品等は、展示テーマに合わせて整理し、可能な限り展示できるようスペースの有効活用を図る。

## ※展示物の更新

常設展は、当面の間は、引き続き現在のテーマを中心とした展示を行う。

特別展、地域巡回展、中学校巡回展は、毎年テーマを設けて更新して展示を行う。

## ※（仮称）せたがや平和資料館事業評価委員会

戦争に関する新たな展示テーマなど展示の方向性については、平和資料館開館後、区民、学識経験者等の方からなる「（仮称）せたがや平和資料館事業評価委員会」を設置し、区の平和事業に関する評価を行いながら、中長期的なあり方を検討する。

### 《参考 現在扱っている戦争に関する展示テーマ》

- 戦時下の日本の社会
- 東京大空襲
- 学童集団疎開
- 戦時下の世田谷区民の暮らし
- 原爆の悲劇（広島、長崎）

### 《想定される新たなテーマ》

終戦直後の食糧事情、終戦直後から復興期までの社会情勢、戦災が世田谷区に与えた影響、沖縄戦、山の手空襲、民間における戦争被害 など

## 2. 機能2 恒久平和の実現に向けた取組みについての資料の収集・展示

これまで、わが国や世界各地で、恒久平和の実現に向けて様々な取組みが進められています。一方で、今もなお、世界各地では様々な紛争が続いている現実もあります。

そこで、（仮称）せたがや平和資料館では、恒久平和の実現のための取組みの足跡を振り返ると同時に、現代における様々な紛争にも目をむけ、世界の平和貢献活動をはじめとした恒久平和を実現するための取組みの資料収集・展示に取り組みます。

また、近年、情報化の進展や技術革新に伴い、多様な展示方法が開発されており、（仮称）せたがや平和資料館には、それらを取り込んだ新たな展示手法も求められます。

例えば、ICT機器の活用により展示の解説を行うなど、展示内容をわかりやすく伝える工夫を凝らし、恒久平和の実現に向けた様々な活動についてイメージを持てるような取組みを進めます。

## <事業（案）>

### (1) 常設展【継続・拡充】

展示室において、年間を通じ、せたがや平和資料室が所蔵している恒久平和の実現に向けた取組みについての資料を展示する。

### (2) 特別展【継続・拡充】

多目的室1や区の公共施設等を使用して、毎年、時期を定めて、恒久平和の実現に向けた取組みについて常設展とは別のテーマを設定した特別展示を行う。

### (3) 地域巡回展【継続・拡充】

特別展で展示したパネル等を活用して、区内各地域（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山地域）で展示を行う。

### (4) 中学校巡回展【継続・拡充】

特別展で展示したパネル等を活用して、区立中学校を巡回して展示を行う。

中学校（29校）の生徒が卒業までに在籍校で展示を観られるよう、毎年10校程度ずつ巡回を行う。

### (5) 視聴覚ライブラリーの運営【継続・拡充】

多目的室2を活用して、せたがや平和資料室が収蔵しているビデオ・DVD、図書等を利用者の方にご覧いただくとともに、貸出を行い、恒久平和の実現に向けた取組みについて知る機会を提供する。

#### ※展示物

パネルなど個々の展示物は資料館が作成、展示する。また、区民の方から寄贈された物品等は、展示テーマに合わせて整理し、可能な限り展示できるようスペースの有効活用を図る。

#### ※展示物の更新

常設展は、当面の間は、引き続き現在のテーマを中心とした展示を行う。

特別展、地域巡回展、中学校巡回展は、毎年テーマを設けて更新して展示を行う。

#### ※（仮称）せたがや平和資料館事業評価委員会

恒久平和の実現に向けた取組みについての新たな展示テーマなど展示の方向性については、平和資料館開館後、区民、学識経験者等の方からなる「（仮称）せたがや平和資料館事業評価委員会」を設置し、区の平和事業に関する評価を行いながら、中長期的なあり方を検討する。

《参考 現在扱っている平和に関する展示テーマ》

- 戦後のあゆみ
- 世田谷区の平和への取組み

《想定される新たなテーマ》

世田谷ゆかりの平和活動の人物特集、現代の紛争解決に向けた取組み など

### 3. 機能3 戦争の悲惨さや平和の尊さを知ることを通じて、区民、地域の交流を促進し、恒久平和の実現に向けた意識を醸成する

(仮称) せたがや平和資料館は、公園内に設置されることから、来園者をはじめ、これまで以上に幅広い方が気軽に立ち寄ることができる環境で運営を行うことができます。

(仮称) 平和資料館ではこの環境を活用して、戦争の悲惨さや平和の大切さをテーマに、区民、地域の交流を促進し、恒久平和の実現に向けた意識を醸成していきます。

#### <事業(案)>

(1) 戦争体験者による語り部活動 **【新規】**

終戦から69年を経過し、戦争体験者の方に戦時下の体験や終戦直後の状況のお話を伺う機会も少なくなりつつあり、新たに設けられる多目的室①を活用して、戦争体験や平和に関する取組みのお話を伺う会を企画し、戦争の悲惨さや平和の大切さを学習する機会を提供する。

(2) 戦争体験の記録、保存 **【新規】**

(1) で戦争体験者の方々に講演いただいた内容や、講演という形だけでなく個別に提供された戦争体験の内容をDVDや文字等に記録し、戦争体験を記録・保存し、後世に伝承していく機能の強化を図る。

(3) 学校・教育委員会と連携した事業 **【継続・拡充】**

単独の施設となった利点を活かし、学校等からの見学を積極的に受け入れるとともに、(仮称) せたがや平和資料館から学校への出前事業等を行うなど学校教育、教育委員会と連携した事業を展開する。

(4) 平和映画祭 **【新規】**

多目的室①の機能を活用して、展示と連携した映画上映や講演等を行い、多くの方が平和に関する理解を深める映画祭を実施する。

(5) 子どもたちの作品の展示 **【新規】**

区立学校や区内学校に広く呼びかけて平和に関する作文・絵画等の作品を募集し、それらを展示して、子どもたちの恒久平和の実現に向けた機運を高める。

(6) サロンコンサート **【新規】**

多目的室①を活用して、戦争や平和をテーマとした講演とミニコンサートを組み合わせた企画を行い、音楽等を通じて恒久平和の実現について考えるきっかけを提供する。

(7) 簡易な飲食物・みやげ品の提供 **【新規】**

多目的室①を活用して、近隣の福祉作業所等によるクッキーや雑貨等の頒布会や出張の喫茶会を開催し、近隣施設との連携を図りながら、利用者が気軽に立ち寄れる環境を作る。



(8) 教育機関との連携 **【新規】**

区内大学、専門学校等の幅広い研究機関や学生との連携を推進し、教育活動の実践の場としての活用策を検討する。

(9) 区民利用 **【新規】**

多目的室①が区の事業で利用されていない時間帯は、一般団体、近隣団体、平和関係等に施設を貸し出し、区民の活動を支援する。また、区民活動での利用を想定して公衆 wi-fi を導入するなど、ICT環境の充実を図る。

(10) ワークショップ **【新規】**

多様な価値観を持った人が、お互いの価値観を尊重しながら、社会関係を良好に保ち、安定した社会生活を送ることは恒久平和を実現する礎であるという観点に立ち、「寛容」や「思いやり」等をテーマとしたワークショップ等により、身近なコミュニケーションの大切さの普及啓発を行い、区民・利用者に恒久平和の実現に向けた機運を醸成する。

## 第5章 (仮称) せたがや平和資料館の運営のあり方

(仮称) せたがや平和資料館には、せたがや平和資料室の役割を引き継ぐことに加え、区民、地域との交流など新たな機能を実現することが求められています。区では、第4章に掲げた機能の実現に向けて、以下の5つの基本的な方向性の下に、開設準備を進めていきます。

### 1. 専門的な人材を活用する

(仮称) せたがや平和資料館は、せたがや平和資料室の役割を引き継ぐものの、地域との交流や新たなテーマの検討など、運営にあたりこれまで以上に広汎な視点と多様かつ専門的な知識、経験が必要となることが想定されます。

そこで、戦争や恒久平和の実現、区民・地域等との交流活動、また、区民からの寄贈物品等の取り扱いなどについて、専門的な知識や経験のある人材を活用した運営を図るものとします。

### 2. 区の公共施設としての活用を図る

(仮称) せたがや平和資料館は、戦争や平和に関する普及啓発の役割を持つだけでなく、様々な利用者の方が訪れる公共施設としての位置づけを持つものです。

そのため、区では、多様な利用者の方に公平かつ公正な対応を行うことができ、区の公共施設としての役割を果たすことのできる環境の実現に向けて取り組んでいきます。

また、区の公共施設として有効活用を図るため、効率的かつ効果的な維持・管理、展示や事業のあり方・方向性について、中長期的に見直しを行う機会を設け、計画的にメンテナンスやリニューアルを行える環境を整備していきます。

### 3. 区民参加のしくみを整備する

(仮称) せたがや平和資料館は、より多くの利用者に親しまれる施設として運営していくため、区民・利用者の意見を反映していくことが求められます。

事業や展示では、利用者の方々との意見交換、区民との協働による展示、イベントの企画など効果的かつ適切な運営手法を検討します。

また、(仮称) せたがや平和資料館の運営全般では、区民、学識経験者等からなる「(仮称) せたがや平和資料館事業評価委員会」を設置して、区民参加により定期的に意見交換、評価を行う体制の整備を検討します。

## 4. 情報発信を強化する

近年のICT技術の進展は目覚ましいものがあります。

本施設では、展示をはじめとして、各種事業を実施するにあたり、若年層をはじめ、幅広い年代の方が、より身近に、わかりやすく戦争の悲惨さや平和の尊さを体感・理解できるよう、様々な情報機器の積極的な活用を図ります。

また、幅広い利用者にとって、平和に関する学習や研修の場、活動や交流の場として活用されるよう、館の取組みを紙媒体やホームページ等様々な手法により、内外に情報発信を行っていきます。

## 5. 運営体制

(仮称)せたがや平和資料館は、昭和60年8月の平和都市宣言に基づく区の各種平和事業を実施することを目的として、区が設置する公共施設です。

そのため、公共施設としての役割を踏まえ、区民、利用者をはじめ全ての人々に開かれた、公平かつ公正な対応を行うことが運営の基本的な姿勢となります。

また、各種平和事業の企画・立案や実施にあたっては、施設を所管する区の担当部署との綿密な連携の下、庁内の関連部署や教育委員会、地域の教育機関等との調整を行う必要があります。

さらに、本施設は「(仮称)せたがや平和資料館事業評価委員会」をはじめ、区民・利用者、関係者の方々と意見交換等を行うなどして、ニーズを的確かつ迅速に捉えた運営が求められます。

このような状況を踏まえ、(仮称)せたがや平和資料館は、区民、利用者の方と区職員が直接対話を行う取組みを通じて、ニーズを的確につかみ、幅広い方に公平・公正に対応ができる体制を基本として運営していくこととします。